

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 使用人から役員に昇格した場合の退職金

Q : 私は二十数年間、A社の使用人として勤務してきましたが、このたび業績を評価され、取締役就任することになりました。

そこで、使用人として勤務していた期間分の退職金として1千万円を受け取るようになったのですが、この1千万円は、退職所得になるのでしょうか。

A : 将来取締役を退任する際に支給されることになる退職金の計算上、今回の退職金の計算の基礎となった勤務期間が一切加味されないことになっている場合は、退職所得となります。そうでない場合は、給与所得となります。

【解説】

使用人から役員になった者に対しその使用人であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与については、その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われる場合には、退職所得として取り扱うものとされています。

また、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職所得ではなく、給与所得となります。

したがって、今回支給された1千万円が使用人分の退職金として相当な金額であり、かつ、将来支給される役員分の退職金の計算上、使用人としての勤務期間は加味しないという条件がある場合は退職所得となりますが、そうでない場合は給与所得として扱われることになります。

